（1）　第316号　　昭和49年2月20日

区のお知らせ
足立区
足立区千住一丁目50
☎（882）1111
編集・発行／足立区役所

結婚相談

配偶者を紹介いたします。お気軽にどうぞ。相談日は木・日曜・祝日を除く毎日。午前9時～午後4時（土曜日は半日）、区役所1階区民相談室。

特に、女性の方の来所をお待ちしています。

ねたきりやひとり暮らしの方に
新たに四事業はじまる
巡回入浴・老人福祉電話など

現在区内には、六十五歳以上のねたきりやひとり暮らしのお年寄りが約千人ずついます。区では、これらの方に明るい生活をと、ねたきりの方には、昨年巡回入浴制度をスタートさせました。またこのほど新たに、ねたきりの方に家事援助者派遣制度、ひとり暮らしの方には友愛訪問と老人福祉電話の事業がはじまります。そこで、これらの事業を紹介しましょう。

■巡回入浴制度

この制度は、ひとりで入浴できないねたきりのお年寄りに入浴サービスをするものです。送迎用バスで、自宅とねたままはいれる浴槽のある特別養護老人ホーム「足立新生苑」（花畑町一四四八）の間を送り迎えします。送迎用バスは、その名も「いでゆ号」。

寝たまま乗れる「いでゆ号」

入浴バスに乗って

ある日、このバスに乗ってみました。バスは入浴を心待ちにしているお年寄り宅へ。家へ着くと、専任のヘルパーが「お元気ですか」と声をかけ、健康状態に異状がなければ花畑町へ向かいます。車内には、カセットが備えてあり、音楽を聞きながら往復できるようになっています。表へ出られないねたきりの方はまるでピクニック気分。走る速度も振動が起きないようにと時速二〇キロにおとしています。

今までに入浴した方の中には「七年ぶりにお風呂にはいりました。お風呂にはもうはいれないとあきらめていた。思いがけないことです。」と忘れていた湯あがりの気分を満喫した方もいます。

また、ほとんどの方は、出てすぐ「気持がいいなァ長生きできるよ。次はいつはいれますか。」と聞きます。みなさんお風呂を楽しんでいました。

区では、多くのねたきりのお年寄りに入浴していただこうと考えています。家族にねたきりの方がいましたらぜひおすすめください。

▽入浴サービスを受けられる方　区内に住む六十五歳以上のねたきりのお年寄り、およびこれに準ずるお年寄りで、次の要件に該当する方

(1)医師が入浴、および自動車による移動を可能と認めた方

(2)原則として、家族一名が付添同乗し、入浴の世話をしてもらえる方

※なお、移動に寝台兼用車椅子を使用しますので、ベッドあるいは布団の上で三十分ぐらいは続けてすわっていられる程度の健康状態の方を対象としています。

お年寄りに明るい生活を

■家事援助者派遣

ねたきり老人や、家族の方の負担を少しでも軽くするため、家事援助者の雇用費を全額助成します。これは、対象の方に交付される老人介護券一枚につき、民間の家政婦紹介所から家事援助者が、身の回りの世話や日常生活に必要な用事をするものです。

対象は、区内に住む六十五歳以上の家にいるお年寄りで次の要件のいずれも備えている方です。

(1)ねたきりのお年寄りが、家族の病気などによって、世話を受けることが困難な時、または、ひとり暮らしのお年寄りが病気などのため日常生活に支障がある時

(2)その世帯の生計中心者の前年分の所得税が、年額四万二千円以下であること

▽家事援助の日数・時間　原則として一週間につき一日です。お世話する時間は、一日六時間以内です。

■友愛訪問制度

区でお願いした友愛訪問員が、ひとり暮らしのお年寄りやお年寄りの世帯を訪問する制度です。近所の顔なじみの方が週三回訪問して話し相手になり、孤独感の解消や事故防止に役立とうというものです。

■老人福祉電話

六十五歳以上で低所得のひとり暮らしやお年寄りだけの世帯に、区長名儀の電話をお貸しして、孤独感をなくし連絡の利便をはかろうとするものです。基本料金と通話料は六十通話まで区で負担します。

これらの事業については、お年寄りやお年寄りのいる家族だけでなく、広く区民のみなさんに理解していただきたいと思います。また、対象になるお年寄りに教えてあげてください。

申請やお問い合わせは、区役所老人助成係へどうぞ。

ご年配の方に朗報！
5年年金只今受付中

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方で、いままで国民年金に加入していなかった方は、ぜひこの機会に加入してください。

ただし、他の公的年金（厚生年金など）に加入している方、老齢（退職）年金を受けている方、これらの年金を受ける資格期間を満たしている方は除かれます。

▽加入申込　昭和四十九年三月三十一日までに区役所二階国民年金課へ印鑑持参のうえ申込んでください。

▽保険料　一か月九百円　昭和四十五年六月までさかのぼり、昭和五十年五月までの分を納めることになります。

なお、加入申込みの前月分までの保険料は、昭和五十年六月までの間に納めることができます。

▽年金額　五年間の保険料を納めた時（この時に六十五歳未満の方は満六十五歳になった時）から年額九万六千円（月額八千円）が生涯支給されます。

▽その他　いままでに厚生年金などに加入したことのある方は、加入期間を調べておいてください。

くわしくは、区役所国民年金課へお問い合わせください。

「消費生活緊急対策本部」できる
―まず保育園児へ補助金―

物資の不足と物価の高騰は、まさに異常な狂乱状態をしめしています。

区では皆さんの消費生活に少しでもお役に立つよう「足立区消費生活緊急対策本部」を発足させ、つぎのような事業を行ないます。区民の皆さんのご協力とご利用をおねがいします。

●保育園児に補助金

区内には公立・私立・無認可・保育ママなど合せて約八千六百六十五人の保育園児がいますが、物不足や物価の高騰につれて十分な保育ができない状態です。

区ではとりあえず一人当り五百円の補助をすることにしました。請求等事務手続きは各保育園でとりまとめて行ないます。**お問い合わせ**は区役所厚生部管理課へ。

●中小企業融資の増額

現在実施している中小企業の資金貸付限度額を、百万円から百五十万円に増額するよう検討をしています。

●応急小口資金貸付金の増額

一時的に小口の資金が不足して、お困りの区民に対し、貸付金の限度額を、三万円から特別な事情のある方に限り五万円にアップすることを検討中です。次の区議会に条例改正を提案する準備を進めています。資金が必要な方は区役所福祉課までご相談ください。

●座談会・講演会の開催

区では国民生活安定緊急措置法にもとづく関連物資を対象に、業者をまじえた消費者との座談会、消費者の知恵、自衛策などの講演会や消費者教室の開催を予定しています。区民の皆さんの参加をお待ちしています。

●消費者テレフォンをどうぞ

灯油、プロパン、洗剤など、消費生活でお困りの方のため、相談や苦情をうけたまわる「消費者テレフォン」を開設しました。ご利用は ☎八七〇－一三〇一へ

●その他

消費者センターの設置、生活保護世帯への法外援助として、物品購入券の交付、洗剤の配布、公認の幼稚園への教材用ザラ紙の特別供給などを、早急に実施することを検討中です。

●皆さんのアイデアをお寄せください

消費生活防衛について「私はこうしている」「私はこう考える」など皆さんの工夫やアイデアをお寄せください。

あて先は「区役所広聴係」へどうぞ。

入園児童を募集
区立上総湊養護学園

区立上総湊養護学園は、区立小学校の三年生以上の虚弱児童を収容し、温暖で空気のきれいな千葉県上総湊で合宿生活を通じ健康の増進をはかるとともに、よい習慣を身につけさせながら小学校の教科課程を修得させる学園です。

学園では、昭和四十九年度の入園児童を次の要領で募集しています。

■所在地　千葉県富津市湊七七三（内房線上総湊駅下車二分）

■入園できる児童　区立小学校に在学している三年生以上の児童で次の事項に該当している児童　①栄養状態がわるいもの　②肥り過ぎでこまっているもの　③陽転後一年以内のもの　④偏食のはなはだしいもの　⑤罹病傾向（かぜをひきやすい・胃腸が弱い・その他）のいちじるしいもの　⑥ぜんそく児童（通院の必要のあるものを除く）

■申込期間　二月二十日（水）～三月十二日（火）

■申込方法　各小学校長に申出てください

■開園期間　四月十五日～三月二十日（夏休み、冬休みは区内小学校と同じ）

■定員　年間　五十名

■経費　(A)児童賄費としての保護者負担額（おやつ代含む）一日　二百四十円　(B)区費による賄補助額（おやつ代含む）一日　百五十三円です。

くわしくは、学校または区教育委員会学校保健係へどうぞ。

区民福祉センター・児童館・老人館だより

◆東部区民福祉センター　☎六〇五－七一〇一

□**ひなまつり子ども会**　三月三日（日）午後二時

□**無料マッサージ**　（区内在住六十歳以上の方）　二月二十二日（金）午前九時三十分　先着六十名

□**コーラスのつどい**　二月二十四日（月）午前十時

◆中部区民福祉センター　☎八八九－四六六一

□**お年寄りの行事　生花教室**　二月二十二日（金）午後二時　定員二十名　**陶芸教室**　二月二十四日（日）午後一時

老人無料健康相談　二月二十日（水）午後一時三十分

老人無料マッサージ　二月二十三日（土）午前十時

◆西部区民福祉センター　☎八九七－五〇一六

□**おひなまつり・子どものつどい**　三月三日（日）午後二時三十分

□**子ども映画会**　二月二十四日（日）午後二時三十分

□**紙芝居**　二月二十三日(土)午後二時…はだかの王様ほか

◆千住区民福祉センター　☎八八二－二七六五

□**お年寄りの行事　生花教室**　三月一日（金）午後一時三十分　定員二十名　**老人映画会**　二月二十一日（木）午前十時三十分…雪の渡り鳥

□**子ども映画会**　二月二十四日（日）午後一時三十分

【教材費を明記をしていない教室は無料です】

〈各教室の申込みは直接各センター事務室へ〉

◆西伊興児童館　☎八九七－六九四八

□**卓球月例会**　二月二十三日（土）午後二時三十分　申込みは二十二日までに事務室へ

□**ひなまつり映画会**　三月三日（日）午後二時三十分

◆新田児童館・老人館　☎九一二－三四二一

□**音楽教室**　二月二十四日（日）午前九時

□**舞踊練習**　二月二十日（水）・二十七日（水）午前十時

□**映画会**　二月二十四日（日）午後一時…二十四の瞳

〈各施設とも月曜日・祝日は休館日です〉

ゴミの積替所がつくられます

現在西保木間四丁目にある足立清掃工場は、昭和五十一年三月までに新工場を建設するため、三月からとりこわしがはじまります。

新工場完成までのあいだ、区内に発生するゴミは、江東区の埋立地へ運ぶため、家庭から集めてくる小型車から大型車に移しかえるゴミの積替所が必要です。

この積替所については「ゴミ積替作業による悪臭、汚汁等の発生を防ぎ環境を悪くしないよう、地元のみなさんにはご迷惑をおかけしない」ことを条件として、地元関係団体と区民のご協力をいただき区議会総務委員会の了承を得て、都清掃局がつぎの二か所に建設します。地元区民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

●東清掃事務所管内　綾瀬七丁目都下水道局用地の一部

●西清掃事務所管内　西保木間四丁目都営住宅内空地―の一部

このことについての**問い合わせは、**足立東清掃事務所（☎八八九－〇七一一）・足立西清掃事務所（☎八八五－七三六〇）へどうぞ。

■区役所の電話882―1111　第二庁舎889―6161　足立福祉事務所888―3141　中部福祉事務所889―1481　東部福祉事務所605―7105　西部福祉事務所897―5011

家庭

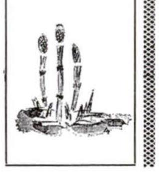

私立幼稚園・未公認幼稚園児父兄

補助金（後期分）が受けられます

足立区では私立幼稚園々児と幼稚園類似施設（未公認幼稚園）の園児の父兄を対象に保育料などの負担を軽くするため補助金を交付しています。前期分は、さきに支給しましたので、今度は後期分（十月から三月）を支給します。

◆補助金を受けられる父兄

◎昭和四十八年十月一日以降、足立区の住民票に記載されている方または記載されていた方。

◎園児が私立幼稚園または幼稚園類似施設（未公認幼稚園）に在籍し、昭和四十八年四月一日現在で満五歳・満四歳になっている園児の父兄。

園児年齢

満五歳　昭和四十二年四月二日から四十三年四月一日生

満四歳　昭和四十三年四月二日から四十四年四月一日生

◎申請日現在、保育料（十月分から三月分）を完納している父兄

◆補助金の額

五歳児一人につき月額　二千円

四歳児一人につき月額　千　円

◆申請の方法

園児の在籍する園の所在地が足立区内か区外かによって次のように手続きが異なります。

●区内の園に在籍している場合

一切の手続きは園に委任して行ないますので、園からの連絡を待って手続きをしてください。手続きについては前期分の時と同じです。

●区外の園に在籍している場合

次のものを添えて、個人で申請してください。前記の手続きをされた父兄には直接区役所から用紙をお送りします。

◇申請に必要なもの

在籍証明書・保育料納入済証明書または領収書・印鑑・預金通帳の番号

◇申請期間と受付場所

▼二月二十日～三月五日　午前九時～午後四時　区役所一階ロビー（土曜日は正午まで）

▼三月一日　午前十時～午後三時　第二十出張所集会室

▼三月二日　午前九時～十一時　第十六出張所集会室

◇支給時期

三月中旬予定

●住所を移転した場合

足立区に在住していた期間または在住している期間について申請することができます。

◇申請用紙類　前期分の手続をされた父兄には直接郵送します。（区内の園に在籍している園児父兄は園からの連絡を待ってください）。申請用紙は区役所一階案内係または四階総務係にあります。

その他

前期分を申請されなかった父兄は総務係にご相談を。

（注）幼稚園類似施設とは、学校教育法で定める幼稚園としての基準に対し、若干未整備のため幼稚園として認められない幼児施設をいい保育園とは別です。

訂正　一月二十日号でお知らせした記事の中で、幼児年齢の四歳児と五歳児が入れかわっていましたので、訂正させていただきます。

足立の史話

日光街道をたずねて (41)

——千住四丁目かいわい　その二——

勝山準四郎

千住の絵馬屋吉田政造さんが亡くなって丁度二年目になる。「絵馬屋の正月は初午ですよ」と言っていたその初午も間近な昭和四十七年二月五日忽然と世を去った。享年六十五歳。東京に残る唯一軒の絵馬屋として新聞テレビに取上げられたやさきのことであった。吉田さんの家は代々弥五郎を名乗り、政造さんで七代目、江戸時代の中頃から続いたことになる。長い間下町の信仰を一筋に助けてきたわけである。

千住絵馬は経木絵馬とも言って、経木に胡粉（ごふん）を塗り、その上に泥絵具で図柄を画いたのが特長である。政造さんの話に「父親に仕込まれていた若い頃、この胡粉ときを朝からやらされ、昼過ぎに父が指先で一寸さわり、まだまだというと夕方までとがされました」とあった。「今もですか」と伺ったら、「今時そんなことをしていたら商売になりませんよ」と笑って語られた。

その父親と祖父はともに東斉と号して、千住の東斉で通った絵馬師であった。今も同家にはその署名入りの、洋画風に画かれた東海道宿駅図の絵馬が残されている。

わが国の絵馬の歴史は古く、平安中期の寛弘九年（一〇一二）大江匡衡が京都北野神社に色紙絵馬三疋奉納のことが本朝粋記に載っているとのことである。時代が下るに従って図柄も馬ばかりでなく、いろいろなものが画かれるようになったが、一般庶民のもろもろの願いを、絵馬に託して神仏に祈願するようになったのは江戸時代からと言う。そしていつしか願いごとによって絵馬の図柄もきまってきたとのことである。

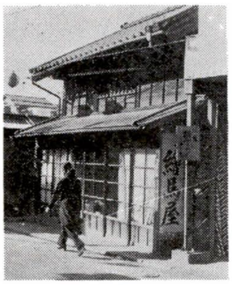

千住絵馬をまもり続ける吉田家

例えば、黒馬は雨乞い、白馬は日照り願、地蔵は子育て、雞は夜泣き封じ、座牛は学芸上達、虎は諸願などである。（足立史談十号吉田氏談）

こうした民間信仰が絵馬をささえ、又絵馬師がこれら庶民の夢を神仏に仲介したわけである。「今は昔程いそがしいことはないですが、お一人でも絵馬がほしいと来られた時、ありませんでは申訳けないですからね」とは、吉田さんが唯一軒になる迄家業を続けられた心意気であった。

吉田さんは又人も知るように、「絵馬寿」の号で知られる俳人であった。千住の街を、家業のことをひたすら詠み続けられたが、句集「千住」にはその珠玉の如き作品が収録されている。

世の移り炭にも思ひ膠煮る

路地抜けてゆくを楽しみ花八ツ手

今同家は遺族の方によって伝統の家業が継承されている。昨年の暮NHKテレビで「下町の絵馬は消えず」と放映され、知る人たちをほっとさせた。うれしいことである。ところで吉田さんの前を東に入るのが長円寺参道である。

（この項つづく）

□…「我が家ではボクも……□

□……参加の防災会議」…□

防災標語・入選発表

さきに、防災標語を募集しましたところ、中学生からお年寄りまで、たくさんの方から応募いただきました。

総数四〇五点の中から、次の方がたが入選されました。なお、これらの標語は、防災のために有効に利用させていただきます。ありがとうございました。（敬称略）

第一位

我が家ではボクも参加の防災会議

中央本町四丁目　樋口高康

第二位

あわてるな　火元　足元　避難先

梅島三丁目　浜辺信子

アッ地震あわてずさわがず　まず火の始末

千住大川町　板橋勇三

第三位

大地震　避難は徒歩で　車は禁止

西新井本町四丁目　品川松恵

とび出すな火の元消して待て一分

千住一丁目　真田喜久子

ふだんから　いつも防災　両隣り

六月一丁目　柿沼征士

忘れがち大きな火よりも小さな火

西新井本町五丁目　梅本充計

佳作

防災は　一におちつき　二に火の始末　三にふだんの心がけ

西保木間四丁目　田川善雄

川本正義（西新井本町）　板橋勇三（千住大川町）　海老原喜久子（千住大川町）　本間静江（六月二丁目）　阿部昌司（江北七丁目）　長谷川貞子（東伊興町）　斉藤ツナ子（島根二丁目）　野村喜一（千住橋戸町）　大多和禾城（宮城一丁目）　佐藤美光（梅島三丁目）

申告所得税確定申告 第3期分の納税等について

▶振替納税を利用している方は、税務署からお送りした「振替納付書」に確定申告書を添えて、税務署に提出してください。

▶振替納税を利用されていない方は、税務署からお送りした納付書を使って、3月15日までにお納めください。

またこの際、便利な振替納税のご利用をおすすめします。

▶第3期分の½以上を期限内に納めますと、残額は5月末まで延納することができます。

延納期間中は、年7.3％の割合で利子税がかかります。

▶還付を受けるための申告書は、なるべく2月中に提出してください。

また、最近1か月の間に申告または納付されている場合は、「申告書の控」および納付済の「領収証書」をお持ちください。

問い合わせは、足立税務署☎888-6241または西新井税務署☎840-1111の管理課へ。

重度心身障害者手当

申請を受付けています

心身に特に重度の障害があるため、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする方に、重度心身障害者（児）手当を支給しています。

該当する方は、ぜひ申請してください。

□支給要件

①区内に住民登録しており、現に住んでいること。

②在宅の者であること。

□障害の程度

①重度の精神薄弱者で、常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神症状がある方。

②重度の精神薄弱と、重度の身体障害が重複している方。

③重度の肢体不自由者で、両上肢および両下肢の機能が失なわれ、座っていることが困難な程度の障害のある方。

※障害の程度は、身体障害者手帳と愛の手帳とは直接関係はなく、申請後、身心障害者福祉センターで判定されます。

□支給額　毎月一万円（口座振替）

□申請に必要なもの　印鑑・住民票（家族全員）・自宅付近の略図

なお、身体障害者手帳と愛の手帳がある方はお持ちください。

問い合わせ・申請は、区役所援護係へどうぞ。

手続きはお済みですか

戦没者等の妻・父母の方に特別給付金

●戦没者の妻の方

(ア)対象者

昭和三十八年四月一日において「戦没者等の妻に対する特別給付金」（二十万円国債）を受ける権利を有した方で、昭和四十八年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金などを受けている方

(イ)支給額

六十万円（国債十年償還）

●戦没者の父母

＊**(ア)対象者**

昭和四十二年四月一日において「戦没者の父母等に対する特別給付金」（十万円国債）を受ける権利を有した方で、かつ昭和四十八年四月一日現在、公務扶助料・遺族年金等を受給中の方

(イ)支給額

三十万円（国債・五年償還）

●請求期限

妻・父母の方とも昭和五十一年三月三十一日まで

問い合わせ・請求は、区役所援護係へどうぞ

たばこは区内で買いましょう

ハイライト
hi-lite
20

昨年度は9億6千万円たばこ消費税が区にはいりました

本年度は1本に付76銭が区にはいります

部落問題理解のために (29)

部落解放運動の歴史⑬

狭山裁判にはおかしな点が数しれない。何ひとつたしかな証拠がない。二度の家宅捜査で点検した所からひょっこり「発見」された万年筆。被害者の姉や犯人らしき人の目撃者など四人の不審な自殺、これらの問題が真剣に考えられず、わずか六か月の異例のスピード審理で、弁護側からの証人は、事実関係では一人も採用せず、情状証人のみ四人という異常な形で死刑判決が出された。

その底には「被告人が判示のごとく小学校すら卒業せずして少年時代を他家で奉公人ですごし、父母のもとで家庭的な愛情に育まれることができなかったことは、その教養と人格形成に強い影響を及ぼしたであろう」（判決文）「このような環境は被告人に対して社会の秩序に対する遵法精神を稀薄ならしめる素地をあたえ」（検事論告）というような偏見と予断が働いている。部落差別によって極度に圧迫された生活環境を「悪の温床」だときめつけ、口にこそ出さぬが、「部落民だからやりかねない」という差別偏見がある。

（部落解放同盟足立支部　☎八五〇－七七六九）

原動機付自転車をお持ちの方へ

昭和四十九年度原動機付自転車「一二五cc」までの課税時期になりました。原動機付自転車の税金は廃車月による月割課税ではなく、昭和四十九年四月一日現在登録されている車について年間課税され、四月二日以降に廃車手続きをしても税金は年税額全額を納めなければなりません。そこで原動機付自転車をお持ちの方で不用になったとか、修理不能で乗れないもの、または他人に譲った方、区外へ転出した方は三月三十日までに廃車手続きを取ってください。

手続きはナンバープレート、標識交付証明書、印鑑をお持ちのうえ、区役所課税課第一課税係（窓口一三番）または第二庁舎課税課第二課税係（窓口四番）へおいでください。（出張所では取扱いはしていません）

もしナンバープレートを紛失または破損した場合は標識弁償金二百円を納めていただきます。

掲示板

■工事予定

▽道路拡幅工事

足立三丁目二五番先

西伊興町一六～一八番地先

西伊興町一二～一四番地先

▽側溝改修工事

本木二丁目三～九番先

それぞれ工事は三月三十一日までに終わる予定です。

■献血にご協力を

二月二十日　竹の塚駅東口

二十八日　北千住駅前

三月一日　鹿浜小学校

午前十時～午後三時

■教育センター開館記念映画会

三月二日「道」

九日「御用金」

十六日「用心棒」

十九日「鉄道員」

入場無料、時間はいずれも午後六時三十分から

会場・問い合わせ　足立区教育センター（竹の塚二丁目二五―二二　☎八五〇―八八〇一）

■児童手当を振込みました

昭和四十九年二月期支払分（昭和四十八年十月から昭和四十九年一月分まで）の児童手当金を、二月十二日にあなたの指定した金融機関に振込みましたので、お受取りください。

問い合わせは、区役所児童手当係へ。

■16ミリ映写機再講習会

すでに十六ミリ映写技術修了証をお持ちの方を対象に、技術の再講習を行ないます。

期日―二月二十八日（木）午後五時～七時　**場所**―区青年館

定員―五十名　**資格**―区内在住・在勤で修了証を所持している方　**受付け**―二十一日から電話可

申込み・問い合わせは、区教育委員会文化係へどうぞ。

■無料税務相談

日時　二月二十二日（金）午後一時～午後九時

二月二十三日（土）午前十時～午後九時

場所　足立産業振興館

担当　西新井支部所属税理士

問い合わせ先　税理士会足立支部☎八八二―九二一九

西新井支部☎八八九―四六〇八

■練習発表会

少年鼓笛隊・合唱団

発足以来、今年で八年目をむかえた足立区少年鼓笛隊・合唱団の練習発表会を次のとおり開催します。

日時　2月24日午後0時30分

場所　足立区文化会館

※鑑賞希望・その他お問い合わせは青少年係へ。

■ボランティアやよい祭り

足立区ボランティアクラブは自主的、組織的に奉仕活動を続けています。このクラブと社会奉仕に関心を持つ方々によって「足立区ボランティアやよい祭り」を次のとおり開催できます。どなたでも参加できます。どうぞお気軽においでください。

日時　三月二十四日（日）午前十時～午後三時

場所　区文化会館（中央本町一丁目一七―一　☎八八六―八六六一）

問い合わせは、区役所福祉係へ。

■訓練生募集

足立高等職業訓練校では、次の要領で訓練生を募集します。

募集科目　テレビ技術・自動車整備・機械・木工・塗装・電気工事・トレース・経理事務

授業料　無料

申込期限　二月二十三日（土）

申込み・問い合わせ先　足立高等職業訓練校（綾瀬五丁目六―一　☎六〇五―六一四六）

■訂正

二月五日号「自治権拡充をめざし」の記事中、特別区への事務事業移管とあるのは、**特別区への事務事業移管**の誤りでした。

■火災シーズンです。火の元にご注意ください。　■確定申告は、お早めに。

Y・T 208,000